

2012/09/18 制定
2015/04/24 改定
2015/11/02 改定
2019/03/30 改定
2020/03/13 改定
2021/03/18 改定
2022/02/15 改定
2024/02/16 改定

日本臨床薬理学会認定 CRC 制度による研修会・講習会

承認申請要領

日本臨床薬理学会認定 CRC 制度による研修会・講習会（学会の認める研修会・講習会）とは、以下の条件を満たすものをさします。申請される方は、以下の要領に従って申請書類を提出ください。

1. 申請条件

- 1) CRC としての活動に必要とされる治験・臨床研究に関する知識・技術の習得を目的とした研修会・講習会プログラムであること。
- 2) 研修会・講習会プログラムの企画・運営、講師等に日本臨床薬理学会認定 CRC の関わりがあること。
- 3) 受講者を一般に広く公募している研修会・講習会であること。
- 4) 営利を目的としたものでないこと。
- 5) 研修・講習時間の合計が 4 時間以上であること。
- 6) 受講者本人が研究会・講習会に参加した記録を証明書（参加証明書）として確認できること。

2. 提出書類

- 1) 日本臨床薬理学会認定 CRC 制度による研修会・講習会の承認申請書（指定の様式）
- 2) 1)とは別に、申請する研修会・講習会に関し、プログラムや募集要項等、以下の内容のわかるものを添付してください。
 - ①研修・講習のプログラムとその内容のわかるもの
 - ②CRC の育成に資する事由
 - ③受講者を一般に広く公募している研修会・講習会であること
 - ④半日(4 時間)以上の研修会・講習会であること（挨拶・休憩時間は除く、プログラムから判断できない場合は具体的な時間割を添付ください）
 - ⑤開催の資金源、受講者が負担する費用
 - ⑥日本臨床薬理学会認定 CRC の関わりがわかるもの（プログラムや募集要項等に名前の記載があることが望ましい）
 - ⑦履修確認の方法と参加証明書発行の手順（プログラムや募集要項等に記載するようにしてください）
 - ⑧参加証明書（受講者本人が当該研修会・講習会プログラムを 4 時間以上履修したことを主催者が証明するもの）の見本
※主催者にて受講者氏名及び受講番号を印字するなど、受講者本人の履修を証明することができる参加証明書とすることが望ましい。

3. 申請受付の期限

開催初日前または事前登録締め切り前までに審査結果を通知できるよう、原則として以下のいず

れかの期限までに申請してください。

- ・ 事前登録が不要な場合、開催初日の1ヶ月前。
- ・ 事前登録等が必要な場合、その締め切り日の1ヶ月前。

4. 追加の書類提出

審査に必要と認めた場合、以下の内容を記載した書類の提出を求めていますので、その際にはご協力をお願いします。

- ① 企画団体の活動状況を示したもの（臨床試験・治験への関わりに重点を置いたもの）
- ② 企画者・講師の略歴
- ③ 関わりがある日本臨床薬理学会認定 CRC の連絡先（プログラムの企画・運営への具体的な関わり方を問合せします）

5. 参加証明書の発行とその報告

- ・ 受講者には、受講者本人が当該研修会・講習会を履修したことを主催者が証明した参加証明書を発行してください（あらかじめ受講者氏名及び受講番号等を印字したものが望ましい）。また、講師にも講演実施証明書を発行してください（定まった様式はありません）。
- ・ 研修会・講習会の終了後、参加証明書の見本と発行数を事務局までお送りください。
- ・ 受講者には、参加証明書の見本を日本臨床薬理学会へ報告したことをご連絡ください。

6. その他

- ・ 例年実施するものであっても、その都度申請することが必要です。
- ・ 一つの企画（事業）を複数の研修会・講習会に分けて実施する場合、申請は研修会・講習会ごとに必要ですが、申請書類及び申請書の記載内容を統一するとともに、一つの企画であること及び各研修会・講習会の関連を各申請書に記載してください。
- ・ 1. 1)について、学術集会等において一部のプログラムのみが該当する場合は、その旨を記載してください。その場合において、1. 2)～6)は特定したプログラムについての条件となります。
- ・ 関わりがある日本臨床薬理学会認定 CRC に、申請書に名前を記載する旨の了承を得てから申請してください。
- ・ 受講者が負担する費用は有料であってもかまいませんが、営利を目的としたものは認めません。
- ・ 遠隔システム（Web システム、テレビ会議システムなど）を利用した研修、録画を用いた研修（オンデマンド研修など）である場合でも、受講者本人が当該研修会・講習会を4時間以上履修したことを主催者が証明できるようにしてください。
- ・ 募集要項、ポスター等で「学会の認める研修会・講習会」であることを表記する場合、承認前は「予定」であることを明記してください。
- ・ 厚生労働省、PMDA 及び関連する学術団体が開催する研修会・講習会について、認定 CRC 制度委員会が指定する場合においては、1. 2)～5)の条件を満たさない場合においても学会の認める研修会・講習会とすることができます。

7. 申請書類等の送り先

日本臨床薬理学会

『学会の認める CRC 研修会・講習会』係

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル 5F
電話：03-3815-1761 E-Mail：clinphar@jcspt.jp